

# 令和6年度

## 小金井市後期高齢者医療特別会計予算説明資料

1	後期高齢者医療特別会計当初予算比較	1
2	令和6・7年度の保険料率について	2
3	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について	3

後期高齢者医療特別会計当初予算比較

歳入

単位:千円

款	項	当初予算額			増減額 (令和5年度 ・6年度)	増減率 (令和5年度 ・6年度)
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	後期高齢者医療保険料	1,611,172	1,676,913	1,804,296	127,383	7.6%
	1 後期高齢者医療保険料	1,611,172	1,676,913	1,804,296	127,383	7.6%
2	使用料及び手数料	1	1	1	0	0.0%
	1 手数料	1	1	1	0	0.0%
3	繰入金	1,180,423	1,255,860	1,319,340	63,480	5.1%
	1 他会計繰入金	1,180,423	1,255,860	1,319,340	63,480	5.1%
4	繰越金	1	1	1	0	0.0%
	1 繰越金	1	1	1	0	0.0%
5	諸収入	95,723	103,540	128,275	24,735	23.9%
	1 延滞金加算金及び過料	2	2	2	0	0.0%
	2 償還金及び還付加算金	5,010	8,010	10,010	2,000	25.0%
	3 受託事業収入	88,707	94,284	116,837	22,553	23.9%
	4 雑入	2,004	1,244	1,426	182	14.6%
歳入合計		2,887,320	3,036,315	3,251,913	215,598	7.1%

歳出

単位:千円

款	項	当初予算額			増減額 (令和5年度 ・6年度)	増減率 (令和5年度 ・6年度)
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	総務費	18,006	9,503	14,801	5,298	55.8%
	1 総務管理費	12,746	2,897	8,358	5,461	188.5%
	2 徴収費	5,260	6,606	6,443	△ 163	△ 2.5%
2	保険給付費	34,550	36,600	41,400	4,800	13.1%
	1 葬祭費	34,550	36,600	41,400	4,800	13.1%
3	広域連合納付金	2,746,294	2,894,583	3,078,950	184,367	6.4%
	1 広域連合納付金	2,746,294	2,894,583	3,078,950	184,367	6.4%
4	保健事業費	81,315	85,376	98,527	13,151	15.4%
	1 保健事業費	81,315	85,376	98,527	13,151	15.4%
5	諸支出金	6,155	9,253	17,235	7,982	86.3%
	1 償還金及び還付加算金	5,010	8,010	10,010	2,000	25.0%
	2 繰出金	1,145	1,243	7,225	5,982	481.3%
6	予備費	1,000	1,000	1,000	0	0.0%
	1 予備費	1,000	1,000	1,000	0	0.0%
歳出合計		2,887,320	3,036,315	3,251,913	215,598	7.1%

# 令和6・7年度の保険料率について

## 1 保険料率最終案

### 特別対策等あり最終案

一人当たり平均保険料額		令和4・5年度	令和6・7年度	増減	増減率
		104,842円	111,356円	6,514円	6.2%
均等割額		令和4・5年度	令和6年度	増減	増減率
		46,400円	47,300円	900円	1.9%
所得割率	旧ただし書き所得58万円以下	9.49%	8.78%	-0.71pt	-7.5%
	旧ただし書き所得58万円超		9.67%	0.18pt	1.9%
一人当たり平均保険料額		令和4・5年度	令和7年度	増減	増減率
		104,842円	110,156円	5,314円	5.1%
均等割額		令和4・5年度	令和7年度	増減	増減率
		46,400円	47,300円	900円	1.9%
所得割率		令和4・5年度	令和7年度	増減	増減率
		9.49%	9.67%	0.18pt	1.9%
一人当たり平均保険料額		令和4・5年度	令和7年度	増減	増減率
		104,842円	112,535円	7,693円	7.3%

### 【保険料額比較(公的年金収入のみの単身者で試算)】

単位:円

年金収入額	制度改正影響	軽減割合		保険料額(年額)						旧ただし書き所得階層別の被保険者割合(概算)		
		均等割額	所得割率	令和5年度	令和6年度	令和5年度との増減 増減額	増減率	令和7年度	令和5年度との増減 増減額	増減率		
153万円	×	7割軽減	—	13,900	14,100	200	1.4%	14,100	200	1.4%	0円	54.48%
168万円	△	7割軽減	50%軽減	21,000	20,700	-300	-1.4%	21,400	400	1.9%	1円~58万円	11.20%
173万円	△	5割軽減	25%軽減	37,400	36,800	-600	-1.6%	38,100	700	1.9%		
197万円	△	5割軽減	軽減なし	64,900	62,200	-2,700	-4.2%	66,100	1,200	1.8%		
211万円	△	2割軽減	軽減なし	92,100	88,700	-3,400	-3.7%	93,900	1,800	2.0%	58万1円~ 229.5万円	23.69%
221万円	○	2割軽減	軽減なし	101,600	103,500	1,900	1.9%	103,500	1,900	1.9%		
240万円	○	軽減なし	軽減なし	128,900	131,400	2,500	1.9%	131,400	2,500	1.9%	229.5万1円~	7.49%
400万円	○	軽減なし	軽減なし	264,100	269,200	5,100	1.9%	269,200	5,100	1.9%	647.5万円~ ※令和5限度額到達	0.26%
880万円	○	軽減なし	軽減なし	660,000	673,400	13,400	2.0%	673,400	13,400	2.0%	706.4万円~ ※令和6限度額到達	0.30%
942万円	○	軽減なし	軽減なし	660,000	730,000	70,000	10.6%	730,300	70,300	10.7%	778.5万円~ ※令和7限度額到達	2.57%
1,017万円	○	軽減なし	軽減なし	660,000	730,000	70,000	10.6%	800,000	140,000	21.2%		

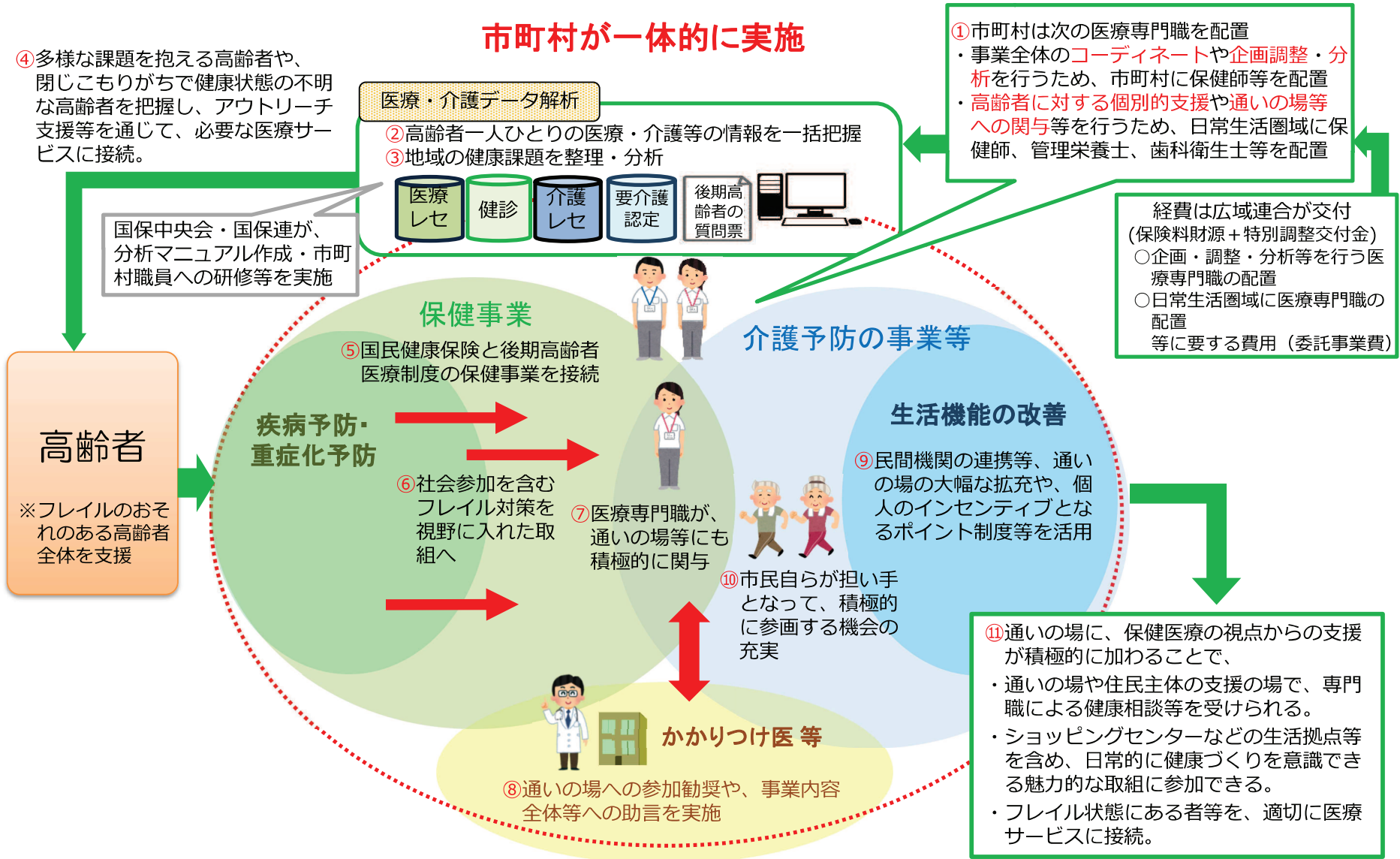
※均等割軽減判定は、令和6年度の基準額で算定

※網掛け部分は各年度における賦課限度額

## 2 算定時の設定条件

- 被保険者数は、東京都の人口推計等を基に、令和6年度を「176.0万人」、令和7年度を「179.3万人」と推計
- 医療給付費はコロナ禍がなかったと仮定（医療費の大きい増減が無い）して、平成29年度～令和元年度の平均伸び率「0.78%」を採用
- 後期高齢者負担率は、医療保険制度改革の影響の有無が所得によって異なる。国の通知に基づき「12.67%（制度改正影響あり）」、「12.24%（制度改正影響なし）」とした。
- 所得係数は「1.56」と推計。均等割額と所得割額の賦課割合は「37.17:62.83」となる。
- 所得の伸び率は、令和5年6月の確定賦課時点の所得を基とし、1年間あたり「0.32%」と推計
- 剰余金は「260億円」を計上
- 市区町村の保険料予定収納率については「99.00%」と想定
- 賦課限度額が引き上げとなる。激変緩和措置として令和6年度は「73万円」、令和7年度は「80万円」となる。
- 激変緩和措置として、令和6・7年度均等割及び旧ただし書き所得58万円以下の方の令和6年度所得割は制度改正の影響なしとなる。この激変緩和措置によって、不足する財源は旧ただし書き所得58万円を超える方の令和6年度所得割及び所得割が賦課される全ての方の令和7年度所得割に転嫁される。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）



～2024年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開（健康寿命延伸プラン工程表）～